

サステナビリティ情報開示の目的と利用者像

向山 敦夫

I. はじめに

企業の社会的価値に注目が集まり、企業と社会との関係性をあらわす情報開示が進んでいる。「社会関連情報」は包括的な表現であるが、環境情報、ESG情報、非財務情報、サステナビリティ情報などは主張される背景が異なっており、厳密にいえばその前提のもとで使用されるのであって、微妙にそのあらわす内容は異なっている。たとえば、ESG情報という表現は言うまでもなく環境（E）・社会（S）・ガバナンス（G）の頭文字を取ったものであり、社会責任投資（SRI）とは区別する意図で責任投資原則（PRI）にも唱われているESG投資と親和性が強い。ESGのうちEとSは社会関連情報の中心であるが、GがあつてのEでありSであると言われるよう、Gそのものが社会関連情報と言えるかどうかは疑わしい。

また、非財務情報は財務情報に対置した表現であり、IIRCの国際統合報告フレームワークにまとめたものである。フレームワークで説明されている6つの資本のうち、非財務情報が意図する内容が何であるかは必ずしも明らかではないが、この表現は情報の測定可能性をあらわしたものである。いわば、財務情報＝貨幣情報、非財務情報＝非貨幣情報と言ってよい。とはいえ、非財務情報の内容が必ずしも社会関連であるとは言えず、社会関連情報のすべてが非財務情報であるとも言えない。たとえば、付加価値の生成と分配をあらわす付加価値計算書や環境コストは社会関連の貨幣情報である。

新たに設置された基準設定主体であるISSBやSSBJをみても、サステナビリティ情報が最も無難かもしれない。しかしながら、企業の持続可能性に関する情報をサステナビリティ情報と呼ぶとしても、そこに何を含めるかの判断は難しい。結局のところ、マテリアリティ（重要性）概念を持ち出さざるを得ない所以である。そもそもサステナビリティはマクロ概念であり、持続可能な開発（Sustainable Development）から派生したものである。サステナビリティを個別企業のレベルで論じる際には、利益（経済的価値）との関係性が問われることになる。周知のように、Sustainability Report（持続可能性報告書）に関するガイドラインとしてディファクトスタンダード化しているGRIガイドラインを構成するトリプルボトムラインは、環境・社会

と並んで、経済がボトムラインの一つを構成している。

さまざまな名称で説明されている企業の社会性にかかる情報は、それぞれが主張されている目的が異なっている。本論文の目的は、さまざまな名称で呼ばれている「社会関連情報」が要請されている目的（あるいは、その背景）と、それを求めている利用者像について論じることである。そして改めて、何のための「社会関連情報」かを問うものである。

II. サステナビリティ情報開示の基準化

現在、サステナビリティ情報開示の基準化が急速に進展している。これまで多くの主体が独自のガイドラインやフレームワークを公表してきたが、同時に組織の統廃合が進んでいる。

企業の社会性に関する情報開示は、1970年前後から企業の自発的な試みとして各国でおこなわれてきた。初期の段階ではヨーロッパを中心に従業員に関する情報が中心であったが、わが国は労働市場が内部的であったこともあり、有価証券報告書における【従業員の状況】のわずかな記載事項を除けば、従業員に関する情報開示は決して活発ではなかった。わが国では付加価値の分配に関する情報開示が議論されたことを除けば、環境会計がその萌芽と言える。環境政策的な目的で、環境省（当時環境庁）が環境会計ガイドライン（『環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間取りまとめ）』（1999年）、環境報告書ガイドライン（『環境報告書ガイドライン（2000年度版）』（2001年）を公表し、これらのガイドラインにもとづいた環境情報開示がある程度進展した。

国際的にディファクトスタンダードとして影響力を有しているのがGRIガイドラインである。GRI（Global Reporting Initiative）はSustainability Reportに関する信頼されるガイドラインを策定することを目的に1997年に設立された非営利組織である。2000年のGRIガイドライン（G1）から始まり、2002年（G2）、2006年（G3）、2011年（G3.1）、2013年（G4）、2016年（GRI Standards）、2021年（共通スタンダードの改訂版）を公表している。GRIの特徴は、投資家を含むさまざまな利害関係者（マルチステークホルダー）の立場からの情報開示を指向している点である。後述するように、サステナビリティ情報開示の基礎思考が他とは大きく異なっており、GRIの戦略的なスタンスが今後も継続されるのかが注目されるところである。

近年、アメリカを中心として証券市場におけるESG投資のための意思決定情報としてサステナビリティ情報開示を制度化する流れがひときわ強まっている。アメリカでは、2011年に中長期視点の投資家の意思決定に貢献することを目的としてSASB（Sustainability Accounting Standards Board）が設立され、2018年には11セクター77業種について情報開示に関するスタンダードが公表されている。

また、2010年に設立されたIIRC（国際統合報告委員会）から2013年に「国際統合報告（IR）フレームワーク」が公表されているが、そこで統合報告書は、「組織の外部環境を背景として、

組織の戦略、ガバナンス、業績及び見通しが、どのように短・中・長期の価値創造を導くかについての簡潔なコミュニケーション」(IIRC, p.2)と定義されている。また、統合報告書の目的は「財務資本の提供者に対し、組織が長期にわたりどのように価値を創造するかについて説明することである」(IIRC, p.8)と説明されている¹⁾。そこでは肥大化した財務情報と非財務情報を統合して、財務資本提供者に対して企業の価値創造のストーリーを簡潔に説明する投資情報の視点が明確に主張されている。

さらに、FSB (Financial Stability Board: 金融安定理事会) により設置された TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures: 気候関連財務情報開示タスクフォース) から2017年に最終報告書である『提言』が公表され、わが国証券市場にも強い影響を与えている。気候変動等の環境問題が「財務」に与える影響についての情報が、国際金融システムの監督や規制の役割を担う金融安定理事会が設置した機関から要請されている点が象徴的である。この最終報告書では気候変動の「リスク (risk)」、「機会 (opportunity)」、財務的なインパクトが強調され、また主たる情報利用者としてESG投資をおこなう機関投資家・金融機関が想定され、以下の4項目の開示を推奨している。

- (1) ガバナンス (Governance) : どのような体制で検討し、それを企業経営に反映しているか
- (2) 戦略 (Strategy) : 短期・中期・長期にわたり、企業経営にどのように影響を与えるか。
またそれについてどう考えたか
- (3) リスク管理 (Risk Management) : 気候変動のリスクについて、どのように特定、評価し、またそれを低減しようとしているか
- (4) 指標と目標 (Metrics and Targets) : リスクと機会の評価について、どのような指標を用いて判断し、目標への進捗度を評価しているか

近年になって、急速に組織間の統合が進んでいる。2021年6月には前述のIIRCとSASBが統合し、VRF (Value Reporting Foundation) が設立された。投資情報としての目的は共通するものの原則主義のIIRCと細則主義のSASBと異なるスタンスの組織の統合は、相互の役割を補完するものと考えられる。IFRS財団は2021年11月に、傘下にIFRS設定に携わるIASB (国際会計基準審議会)と並立してISSB (International Sustainability Standards Board: 国際サステナビリティ基準審議会)を設立し、本格的にサステナビリティ情報に関する基準化に乗り出した。2022年3月にはESG情報の国際的な開示基準の二つの公開草案 (S1・S2)を公表し、6月には最終基準であるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」とIFRS S2号「気候関連開示」を公表した。さらに2022年6月にはVRFとCDSB (Climate Disclosure Standards Board: 気候変動開示基準委員会)をIFRS財団に統合した。

1) ただし、統いて「統合報告書は、従業員、顧客、サプライヤー、事業パートナー、地域社会、立法者、規制当局、及び政策立案者を含む、組織の長期にわたる価値創造能力に关心を持つ全てのステークホルダーにとって有益なものとなる」と副次的に述べられている。

わが国でも、2022年1月にSSBJ (Sustainability Standards Board of Japan) 設立準備委員会が立ち上がり、2022年7月にはSSBJ (サステナビリティ基準委員会) が設立された。今後はわが国でもISSBとの「国際的な整合性」を担保しつつ、わが国の実情に即した「高品質な基準」が設定されることが期待されている。

IFRS S2号「気候関連開示」はTCFDの『提言』を踏襲したものである。TCFDの枠組みにもとづいた気候関連財務情報開示の次の関心事は、人的資本に関する情報開示と言われている。ISO30414は2018年に公表された人的資本情報開示の国際規格であり、認証取得する企業があらわれつつある。また、2023年3月期からは、わが国の有価証券報告書に人的資本に関する情報開示が義務づけられ、(1)女性管理職比率、(2)男性の育児休業取得率、(3)男女間賃金格差の3項目の記載が義務づけられている。

III. ESG投資主体としての機関投資家

現在、サステナビリティ情報は投資情報として位置づけられ、急速に制度化が指向されている。何らかの法制度の下で開示を義務づけるべきか、企業の自由意思に委ねるべきかの議論は社会関連会計の確立期からあり、自由な発展を妨げることを嫌う立場から義務づけには消極的であったように思われる。IFRSレベルでの合意形成が可能であれば、一定の範囲での制度化の方向に向かうのはいわば当然であろう。“一定の範囲での”という含みは、グローバルに合意が可能かどうかは疑問であり、アメリカ型vs.ヨーロッパ型のスタンスの違いが垣間見えるからである。

投資情報との接点として、わが国での社会責任投資（Socially Responsible Investment:SRI）の萌芽となったのは1999年の日興エコファンドであり、安田火災グリーン・オープン（ぶなの森）である。その後もいくつかのファンドが設定されたものの、リターンが小さいという認識が広まり、当時は根付いたとは言えない。また、日本政策投資銀行では2004年から「環境格付」（環境に配慮した経営の評価）と格付に応じた優遇金利の適用をおこなっている。滋賀銀行をはじめいくつかの金融機関でも、同様の環境対応型融資がみられたところである。

倫理性や規範性が強く感じられた社会責任投資（SRI）を明らかに投資手法としてのESG投資（サステナビリティ投資）に解放したのは、2006年に国連事務総長（当時）のコフィー・アナンが唱えた責任投資原則（Principle for Responsible Investment:PRI）であろう。周知のように、現実に世界中の多くの機関投資家が自発的にPRIに署名している。わが国でも、2022年2月17日現在、106社が署名している。その内訳は、アセットオーナー24社、運用機関71社、サービスプロバイダー11社であり、公的年金や政府系基金が率先して署名していると言われている。たとえば、2015年9月には年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、2016年12月には日本政策投資銀行（DBJ）が署名している。

サステナビリティ情報を投資情報として位置づける考えはPRIを契機として強まったといえるが、そもそも「社会関連情報」や「環境会計」を投資情報として利用する考え方は当初はまったくなかったと言ってよい。山上（1995）、山上（1996）、山上（2005）では明示的に情報利用者を想定することではなく、企業の社会性や環境性を評価することが目的であり、証券市場に対して市民社会が対置されているところからみてもわかるとおり、少なくとも投資情報としての有用性を指向する論拠は示されていない。

【表1】が示す通り、ESG投資残高はヨーロッパと北アメリカの割合の多さが抜きんでている。NPO法人日本サステナブル投資フォーラム（JSIF）の調査によれば、わが国におけるサステナブル投資残高と総運用資産残高に占める割合は、以下の通り推移している。

2021年3月末	514,052,801（百万円）	61.5%
2022年3月末	493,597,729（百万円）	61.9%
2023年3月末	537,590,817（百万円）	65.3%

また、運用手法ごとのサステナブル投資残高は、【表2】の通りである。

【表1】 グローバルなサステナブル投資資産のスナップショット（単位：10億米ドル）

地 域	2016年	2018年	2020年	2022年
ヨーロッパ	12,040	14,075	12,017	14,054
アメリカ	8,723	11,995	17,081	8,400
カナダ	1,086	1,699	2,423	2,358
オーストラリア＆ニュージーランド	516	734	906	1,220
日本	474	2,180	2,874	4,289
合 計	22,839	30,683	35,301	30,321

（出所）GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT ALLIANCE (2022) p.10

【表2】 運用手法ごとのサステナブル投資残高（単位：百万円）

	2022年	2023年	前年比
株式ESG投資指數運動・選別型	6,177,139	10,494,957	69.9%
株式ESG投資指數運動・ティルト型	10,287,923	12,809,000	24.5%
ESGインテグレーション	401,685,956	438,786,938	9.2%
ネガティブ・スクリーニング	243,050,365	327,198,719	34.6%
ポジティブ・スクリーニング	6,642,523	10,889,234	63.9%
サステナビリティ・テーマ型投資	27,643,029	33,129,991	19.8%
国際規範に基づくスクリーニング	170,903,096	164,915,208	△3.5%
インパクト投資	499,489	1,636,905	227.7%
議決権行使	202,554,552	211,095,489	4.2%
エンゲージメント	228,639,749	294,876,523	29.0%

（出所）NPO法人日本サステナブル投資フォーラム（2023）

ESGによる投資が当たり前になり、あえてESG投資を名乗らずとも、すべての投資がESG投資となり、誰もESGについて語ることがなくなる時代さえ見据えられている。近年この傾向には歯止めがかかりつつあり、少々気の早い将来見通しであると思わざるをえないが、強欲資本主義の象徴である証券市場への参加者である投資家（機関投資家）が、2006年のわずか6つの原則の投資プラットフォームを境にして容易にESG投資家に変身するものであろうか。それが本論文での第一のリサーチクエスチョンである。どこにレトリックが隠されているのか。1990年代のかつてのコーポレート・ガバナンスの議論において機関投資家の役割が重視されたが、サステナビリティ情報の利用者としての主役もまた機関投資家である。機関投資家はESG投資の主役としての役割を本当に果たしているのであろうか。

ESG投資をめぐっては、いくつかのシナリオが考えられる。まず第1に、ESG投資の現状をわれわれは過大に評価しているのかもしれない。最近ではグリーン・ウォッシュが指摘されているが、それ以前に、ESG投資の定義が甘く、曖昧さを含みつつ何でもがESG投資に分類されてしまっている可能性がある。これを受けて、ESG投資の定義の見直しがおこり、ESG投信は選別の時代に入ったと言われている（『日本経済新聞』2023年4月3日）。ESG投資の手法としては、【表2】にもとづけば投資残高が多い順に①ESGインテグレーション、②ネガティブ・スクリーニング、③エンゲージメント、④議決権行使、⑤国際規範に基づくスクリーニングとなっているが、ESG投資の最もわかりやすい典型的なポジティブ・スクリーニングの投資残高は案外に小さい。

アメリカ型とは異なる資本主義を標榜するヨーロッパにおいて、ESG投資の関心が高いことはひとまず頷ける。運用機関としての機関投資家は個々の出資者から資金の提供を受けて運用する訳であるから、一定のリターンを獲得することが要請されている。ESG投資と短期的リターンの関係は必ずしも実証的に明らかになっていない現状において、両者の予想される矛盾がどのように解消されているかは重大な問題である。ESG投資をめぐる第2のシナリオは、多少のリターンを犠牲にしても社会的問題の解決や社会的価値の達成に重きを置く“テキストには掲載されていない”・“従来の枠に収まりきらない”投資家が多数存在しているというものである。アセットオーナーとしての機関投資家、さらに個々の出資者は、ESG要因を重視して投資することの正当性を納得していかなければならない。たとえ投資のパフォーマンスが悪くても、社会的に意義のある投資が継続されるか否かという問題は、ミレニアル世代やZ世代と呼ばれる世代には無理なく受け入れられる可能性がある。すなわち、投資家の多くはESG投資家に変わったという理解である。利のみでは動かない投資家の仮定は、ある種痛快でもある。

投資家像としては理想的と思えるが、この理解は時期尚早で、今のところはやはり無理があるように思える。そこでESG投資をめぐる第3のシナリオは、ESG投資のリターンは中長期的に獲得される、あるいは、ESG要因の配慮は将来起こりうる環境的・社会的リスクを軽減させるという仮説が信じられていることである。もしこの仮説が実証されれば、ESG投資の強力な

論拠となりうる。しかしながら、「中長期的に」が現実にどれくらいのタイムスパンであるかは明らかではないし、短期的なリターンを求める投資家と中長期的なリターンとの矛盾をいかに解消しているのかは未解決な問題である。リーマンショックを経験し、欲望資本主義が声高にリターンだけを要請できる時代ではなくなってきた時代に、リターンに対する大義名分が必要になってきた。逆に言えば、ESGを名乗るだけで短期的なリターンさえ追求することができるとも言える。

第4のシナリオは、ESG投資の資産運用方法の特性に依存している点である。資産運用は大きく分けて、パッシブ運用とアクティブ運用があるが、ポジティブ・スクリーニングに比べてネガティブ・スクリーニングが圧倒的に多いことから考えても、ESG投資はパッシブ運用、とくにインデックス運用により適合している。たとえば、世界最大規模の機関投資家であるGPIFは100年間の長期に及ぶユニバーサルオーナーを標榜し、運用方法はパッシブ運用82.82%、アクティブ運用16.12%であり、国内・海外株式で5,678銘柄を保有している。「GPIFでは2017年度より、ESG指数をベンチマークとしたパッシブ運用を行っています。企業の持続可能性に着目した指標に基づいたパッシブ運用を行うことで、ポートフォリオの長期的なリスク・リターンの改善に加え、ESG評価の改善などを通じた日本の株式市場の底上げ効果が期待できると考えています」と述べられている²⁾。このように、パッシブ運用であれば中長期的な企業価値向上が志向されやすく、投資対象企業群に対して幅広く影響力を行使することが可能となり、自らのベネフィットにも適合することになる。

IV. 何のためのサステナビリティ情報開示か

かつては資本主義vs.社会主義の二項対立構造から、資本主義vs.資本主義があらわすように資本主義国家間での競争がおこなわれ、資本主義も多様性を持っていることが認識されている。アメリカ型のように市場原理主義にもとづいて成長や効率を最優先するのではなく、ドイツの社会的市場経済のように貧富の差を縮め、ゆとりのある社会を作ろうというのがヨーロッパ型資本主義である。その中にCSRやCSVの考え方を取り入れられている。最近、日本では「新しい資本主義」が主張されているのは周知の通りである。

持続可能な開発は、持続可能性を維持しながらも「開発（Development）」が必要であることを意味している。「脱成長経済」（斎藤 2020）と放棄する以外は、それが資本主義の宿命である。何のためのサステナビリティ情報開示か、これが本論文における第二のリサーチクエスチ

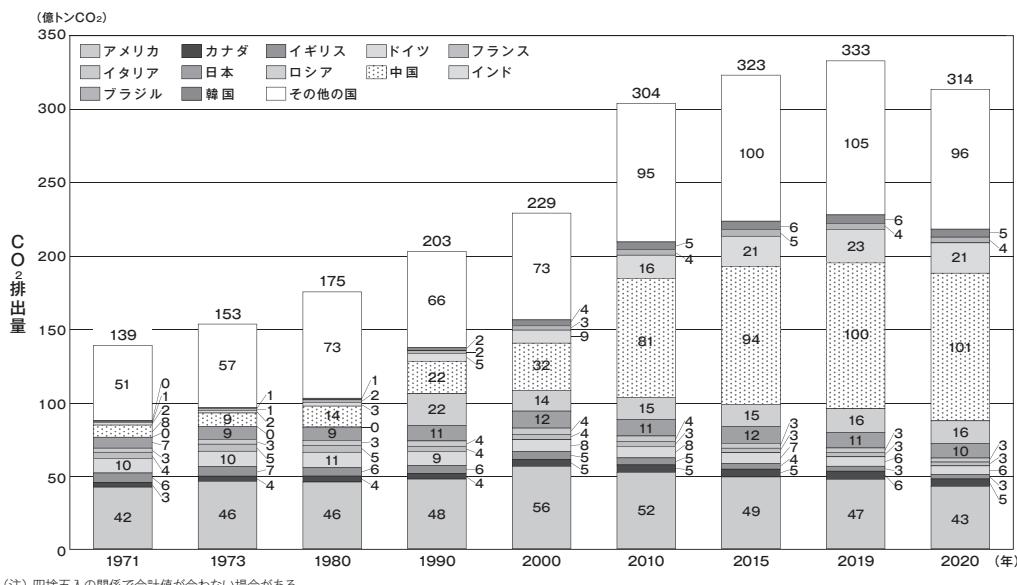
2) 国内株式ESG総合指標として、①FTSE Blossom Japan Index、②FTSE Blossom Japan Sector Relative Index、③MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指標の3つ、国内株式 ESG テーマ指標（女性活躍／気候変動）として、①MSCI 日本株女性活躍指数、②Morningstar 日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・フィルト指標、③S&P/JPX カーボン・エフィシェント指標が用いられている。

ヨンである。前節までにみたように、急速に制度化が進んでいるサステナビリティ情報であるが、GRIを除けばすべての基準・ガイドラインの目的は財務資本提供者への情報提供であり、証券市場における意思決定情報としての有用性を指向している。サステナビリティ情報開示は企業価値（経済的価値）を高め、リターンを獲得することが目的でよいのだろうか。

資本市場ベースの実証研究者である Dechow (2023) がシンプルかつ鋭く説く以下の文章は、傾聴に値する。

「しかし、ここで一歩立ち止まって、次のような問い合わせを投げかけてみたい。私たちは本当に、持続可能性が企業価値にどのような影響を与えるかに焦点を当てるべきなのだろうか？持続可能性報告の意義は、社会を助け、地球を救うことにあるのではないだろうか？持続可能性報告が、企業パフォーマンスを向上させ、企業リスクを削減し、企業価値を高めることによって、いかに私たちを儲けさせることができるかにしか関心がないのであれば、私たちは的外れではないだろうか？私たちは皆、間違った方向に進み、間違った質問をしているのではないだろうか？あるいは、少なくとも地球を救うために間接的な道を歩み、その過程で瑣末なことに迷い込んでいるのではないだろうか？」(p. 484)

【図1】のように、2020年は新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少したものの、世界の



【図1】 世界のCO₂排出量の推移

(出所) <https://www.ene100.jp/zumen/2-1-4>

CO₂排出量は2021年から再び増加に転じている。TCFDは環境情報開示の提言をおこなっているが、それはおもに証券市場の参加者である投資家を対象にしたものでしかない。これまでの国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）では政治的な対立だけが浮き彫りにされてきたが、SDGsで何が変わったのか。ESG投資で何が変わったのか。果たしてESG投資に期待して世の中が変わるのだろうか。投資家像は変わったかと問い合わせながら、それは単に投資手法が変わっただけで、環境悪化には歯止めがかかっていないことを忘れてはいけない。

V. おわりに

企業と社会との関係性をあらわす情報は「社会関連情報」として議論されてきたが、近年ではESG情報（サステナビリティ情報）として証券市場への参加者（財務資本提供者）に向けて提供される基準化・制度化がひときわ強まっている。このような状況を前にして、本論文では、(1)情報利用者として想定されている機関投資家が容易にESG投資家に変身するものなのか、(2)何のためのサステナビリティ情報開示か、という2つのリサーチクエスチョンについて検討した。(1)については、考えられるシナリオを提示したにとどまる。(2)については、投資行動が変わることによって必要とされる情報が多様化し、回り回って社会や地球環境が改善するのならば、今進んでいる方向を否定するものではない。しかしながら、儲けるための手段に墜ちて、環境情報が企業の免罪符になるのであれば、それは誤った方向への進路である。

【参考文献】

- Dechow, P. M. (2023) Understanding the Sustainability Reporting Landscape and Research Opportunities in Accounting, *THE ACCOUNTING REVIEW* 98(5) 481-493.
- GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT ALLIANCE (2022) *Global Sustainable Investment Review 2022*.
- IIRC (2013) *The International <IR> Framework*, IIRC.
- エイミー・ドミニ（山本利明訳）(2002)『社会的責任投資』木鐸社
- クラウス・シュワブ、ピーター・バナム（藤田正美・チャールズ清水・安納令奈訳）(2022)『ステークホルダーベースの資本主義』日経ナショナルジオグラフィック
- スティーブン・B・ヤング（経済人コー円卓会議日本委員会+原不二子監訳）(2005)『CSR経営モラル・キャビタリズム』生産性出版
- ミシェル・アルベール（小池はるひ訳・久水宏之監修）(1996)『資本主義対資本主義』竹内書店新社
- 宇沢弘文（2000）『社会的共通資本』岩波書店（岩波文庫）
- 内橋克人編（1997）『経済学は誰のためにあるのか』岩波書店
- NPO法人 日本サステナブル投資フォーラム（2023）「サステナブル投資残高調査2023 結果速報」 <https://japansif.com/231205.pdf> (参照 2023-12-17)
- NIKKEI Financial 編（2022）『ESGの奔流日本に迫る危機』日本経済新聞出版
- 大鹿智基（2023）『非財務情報の意思決定有用性』中央経済社
- 神谷秀樹（2008）『強欲資本主義ウォール街の自爆』文藝春秋（文春文庫）
- 斎藤幸平（2020）『人新世の「資本論」』集英社（集英社新書）

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）（2022）『ESG活動報告』

向山敦夫（2003）『社会環境会計論——社会と地球環境への会計アプローチ——』白桃書房

山上達人（1995）「環境保護と企業の社会的アカウンタビリティ——環境会計の理論的基礎——」（山上達人・菊谷正人編著『環境会計の現状と課題』同文館第1章）

山上達人（1996）『環境会計の構築——社会関連会計の新しい展開——』白桃書房

山上達人（2005）「環境会計の視座と体系化の方向——環境会計の新しい展開——」（山上達人・向山敦夫・國部克彦『環境会計の新しい展開』白桃書房第1章）

「ESG投信 選別の時代へ」『日本経済新聞』2023年4月3日（朝刊）

「ESGファンド設定急減「名ばかり」懸念規制強化」『日本経済新聞』2023年3月20日（朝刊）

「ESG訴訟活発に」『日本経済新聞』2023年3月15日（朝刊）

「名ばかり環境投信を淘汰」『日本経済新聞』2021年7月30日（朝刊）